

大江町地域福祉計画（第4期）（案）

令和8年度～令和12年度

令和8年3月
山形県大江町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画策定の位置づけ 3
- 3. 計画の期間 4
- 4. 計画策定の体制 4

第2章 大江町の現状

- 1. 人口と世帯の状況 5
- 2. 高齢者の状況 7
- 3. 障害者の状況 9
- 4. 子どもの状況 11
- 5. 地域福祉を支える活動者の状況 13

第3章 計画の基本方針

- 1. 計画の基本方針 14

第4章 地域福祉推進のための方策(重点施策)

- 1. 福祉サービスの適切な利用の推進 18
- 2. 住民主体による地域づくりの推進 22
- 3. 住民の支え合いによる地域づくり 26

第5章 計画の推進

- 1. 計画の体系 31
- 2. 計画推進のための役割 31
- 3. 計画の推進に向けて 32

◇ 資料

- 1. 大江町地域福祉計画策定協議会設置要綱 34
- 2. 大江町地域福祉計画策定協議会委員名簿 35
- 3. 各種計画の基本的事項 36

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

地域とは、行政・法律上の区画という意味のみならず、地理的・社会的・文化的に関わりを持つ人々の集まり、いわゆるコミュニティであり、その人々が日常生活を営む場所です。かつては、人が生まれてから亡くなるまで、一生を過ごす場所でもあったその地域及び地域社会は、産業構造や家族形態などの変化により大きく変化してきました。高度経済成長期に多くの労働力が農村部から都市部へ流出した結果、本町では過疎化が進行し、伝統的な集落共同体機能が弱まりました。近年においても、少子高齢化や核家族化が急激に進行する中、個人の尊重が声高に叫ばれるようになり、ライフスタイルの変容や仕事における働き方改革に代表されるように、社会全体の価値観が複雑化・多様化し、ここに暮らす町民においても、家庭や地域のつながりの希薄化がより顕著になり、「助け合いのこころ」相互扶助の精神が薄れてきています。

こうした地域社会を取り巻く環境の変化などを背景に、多くの社会問題が発生しており、主なものとして、老々介護やひきこもり、生活困窮、自殺、DV（家庭内暴力）、虐待（高齢者・児童）、ひきこもり、そして最近よく耳にするヤングケアラー、孤独・孤立問題、「8050」問題、ダブルケアなどが挙げられますが、個人や世帯が複数の課題を抱えている状況も見えてきました。また、これらに対応するための多様化する福祉ニーズも課題となってきています。

このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な制度・福祉サービスの充実とともに、薄れてきた人間関係を見直し、地域福祉の名のもと、地域の中で助け合い・支え合うことが、これまで以上に重要な時代になってきています。

“地域福祉の推進”を法の目的に掲げる社会福祉法では、第4条には「地域住民」・「社会福祉を目的とする事業を経営する者」・「社会福祉に関する活動を行う者」が相互に協力し地域福祉を推進することが規定されています。また、第6条には社会福祉を目的とする事業の計画的な推進が国及び地方公共団体の責務として位置付けられており、これらを具現化するため、第107条に「市町村地域福祉計画」について規定されています。

本町では、町民一人ひとりが地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、個人、地域、事業者、行政が力を合わせ、より暮らしやすい町にするため、本町における地域福祉の推進の指針とすべく、第1期大江町地域福祉計画を平成23年3月に策定。以降5年ごとの更新とし、平成28年3月には第2期大江町地域福祉計画を、令和3年3月に第3期大江町地域福祉計画（以下、「第3期計画」という。）を策定しました。

第3期計画に基づき、令和3年度から5年間の計画を推進してきましたが、この期間中も人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、人口は7千人を割り、高齢化率の上昇傾向も続き、核家族化の進行などの影響もあり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、地域福祉を取り巻く状況はより厳しさを増している状況にあります。また、全世界を震え上がらせた新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けたコロナ禍は、経済活動の停滞や消費の落ち込みなど、今も続く長引く経済不況の要因ともなり、令和2年以降の私たちの生活に新しいスタイルへの変化を求めるなど、暮らしに大きな不安と打撃、制約を与えました。これを乗り越えなければならなかった私たちは、改めて「地域の“助け合い”」の大切さを再認識したところです。

この『大江町地域福祉計画（第4期）（令和8年度～令和12年度）』は、第3期計画の進捗状況を評価・検討した上で、これまでの計画の内容を踏襲しながらも、地域福祉を取り巻く状況の変化や法改正等をふまえ、更新が必要な部分の見直しをおこなったものです。あわせて、今後の本町の地域福祉のあり方等について広い視点から取りまとめたものです。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、互いに手を携え、「支え・支えられる」役割の中で、地域・暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる誰もが暮らしやすい社会を実現するため、地域に主眼を置き、住民はもとより、行政や事業者、ボランティアなど福祉に関わるすべての人々が地域社会について共に考え、地域福祉を推進していくことが今、求められているのです。

【参考】社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

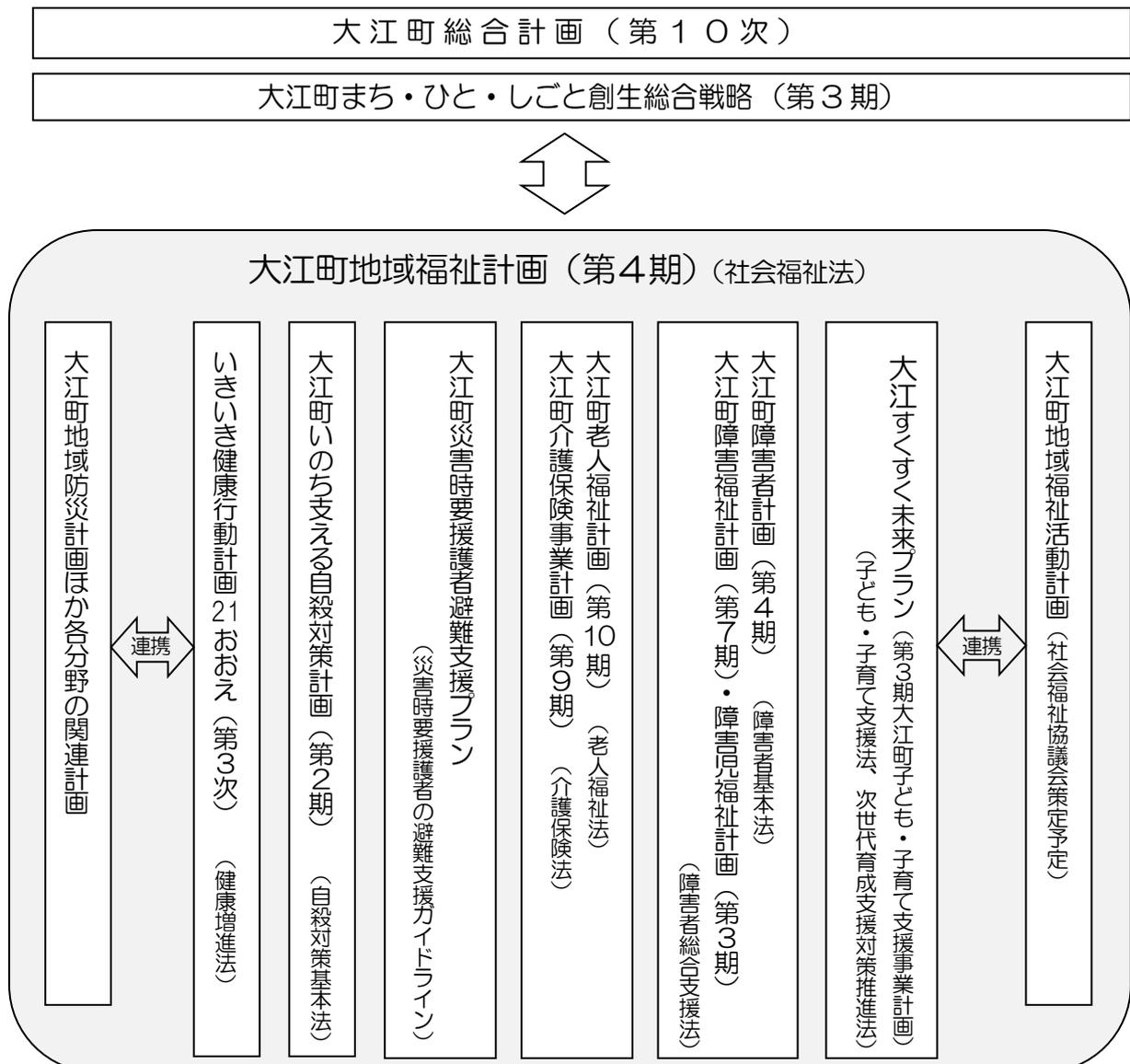
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2. 計画策定の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「大江町総合計画（第10次）（以下、「総合計画」という。）」を上位計画とする地域福祉を推進するための計画で、総合計画やそれに付随する短期行動計画と総合戦略と整合性を図り策定することとなります。

現在、町には老人福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、保健・福祉・子育て分野の様々な計画があります。高齢者や障害者、子ども・子育て又は健康といった各分野に特化したサービスの整備目標などはそれぞれの個別計画で示されますが（資料として巻末に掲載）、各分野に共通する地域福祉を推進し、総合計画や各分野の計画を結び付け連携することで、より暮らしやすい地域づくりにつなげていくことが重要な役割になります。地域福祉計画は、各分野ごとの計画に共通する事項を盛り込んだ、これら計画の上位計画という位置付けになっています。

また、健康福祉課所管の分野だけでなく、防災や災害時対応などの生活関連分野の計画との関わりもあるため、地域福祉計画はこれらの計画とも連携した社会福祉全般に関する総合的な計画となります。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間中における社会情勢の変化や制度改正などに柔軟に対応するため、他の保健福祉関係の計画との調整をふまえたうえで、必要に応じて見直しを行うこととします。

【各種計画の期間】

◇大江町総合計画（第10次）

令和2年度～令和11年度

◇大江町総合計画（短期行動計画）（第10次）

令和7年度～令和11年度

◇大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）

令和7年度～令和11年度

◆**大江町地域福祉計画（第4期）**

令和8年度～令和12年度（※第3期計画は、令和3年度～令和7年度）

（参考）山形県地域福祉支援計画

令和5年度～令和9年度

4. 計画策定の体制

計画の策定にあたり、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の代表をはじめとする福祉団体の代表者、地域の住民代表等で構成される「大江町地域福祉計画策定協議会」を設置し、意見交換を行い、計画の内容等を協議しました。

また、策定するにあたっては、山形県が策定している現行の「山形県地域福祉支援計画」とも調整を行い、整合性が図られるよう検討を行いました。

【大江町地域福祉計画策定協議会の開催】

・第1回策定協議会	令和8年2月開催	策定協議会委員の委嘱状交付 地域福祉計画について 今後のスケジュールについて
・第2回策定協議会	令和8年3月開催	地域福祉計画(第4期)(案)について

第2章 大江町の現状

1. 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯数

大江町の人口は、昭和25年の17,159人をピークに一貫して減少傾向が続いており、平成17年には10,000人を割り込みました。さらに、令和2年には8,000人を下回り、令和7年中には6,000人台になりました。なお、住民基本台帳（令和8年2月1日現在）でみた直近の人口は6,865人となっています。晩婚化や非婚、出生率の低下などによる急速な少子化が進んでいることが人口減少の主な要因と考えられます。

今後の人口の推移としては、「大江町人口ビジョン」（平成27年10月策定・令和7年3月改訂）の現状分析に用いた国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（R5推計）」によれば、2020年（令和2年）以降2060年までは年間約100人の減少が続くものとの推計が出されています。

一方で、世帯数は、定住対策として大江パークタウン、蛍水住宅団地、みなみ団地、きらりタウン美郷、藤田地区住宅団地、あおぞら団地と相次いで住宅団地の造成を行ったことや、親世帯と離れて生活する核家族化が進行したことも影響し、平成22年以降はほぼ横ばいから微減の状況となり、令和3年からは約2,800世帯で推移しています。人口減少を受け、今後は世帯数も減少していくことが見込まれます。

年次	人口(人)			世帯数 (世帯)
	総人口	男	女	
平成12年	10,477	5,054	5,423	2,688
平成17年	9,915	4,801	5,114	2,727
平成22年	9,227	4,455	4,772	2,691
平成27年	8,472	4,173	4,299	2,632
令和2年	7,646	3,797	3,849	2,543
令和3年	7,792	3,889	3,903	2,855
令和4年	7,552	3,776	3,776	2,803
令和5年	7,364	3,680	3,684	2,804
令和6年	7,205	3,633	3,572	2,802
令和7年	7,005	3,527	3,478	2,778

※平成12、17、22、27年、令和2年は国勢調査、令和3年以降は住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 地区別人口と世帯数

地区別の人口をみると3地区とも減少傾向にあります。その減少率が大きくなってきています。特に七軒地区では大きく減少し、数世帯のみの集落も複数あり、行政区としての維持が将来的に困難になるであろう集落も出てきています。

世帯数については、左沢地区では微減、本郷地区では減少、七軒地区では100世帯を切り、減少傾向がより顕著になっています。

(単位：人、世帯)

年次	左沢地区		本郷地区		七軒地区		合 計	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成 28 年	6,222	2,149	2,183	675	281	133	8,686	2,957
平成 29 年	6,161	2,168	2,119	666	259	130	8,539	2,964
平成 30 年	5,997	2,147	2,091	654	234	120	8,322	2,921
平成 31 年	5,894	2,146	2,060	657	218	110	8,172	2,913
令和 2 年	5,740	2,129	2,008	651	203	103	7,951	2,883
令和 3 年	5,621	2,106	1,974	650	197	99	7,792	2,855
令和 4 年	5,449	2,062	1,918	646	185	95	7,552	2,803
令和 5 年	5,326	2,076	1,873	641	165	87	7,364	2,804
令和 6 年	5,220	2,073	1,828	645	157	84	7,205	2,802
令和 7 年	5,095	2,067	1,759	628	151	83	7,005	2,778
増減率 (R7/H28)	△18.1%	△3.8%	△19.4	△7.0%	△46.3%	△37.6%	△19.4%	△6.1%

※ 住民基本台帳（4月1日現在）

また、一世帯あたりの構成人員数をみると、全体的に世帯人員が減少してきています。

左沢地区では、平成27年に3人を割り込みましたが、令和7年には2.46人となっています。七軒地区ではさらに少なくなり1.82人となっています。全体としては、平均して1世帯あたり2.52人となり、世帯規模の縮小が進んでいることがわかります。

〔一世帯あたりの構成人員数〕

	左沢地区	本郷地区	七軒地区	平 均
平成 28 年	2.90 人	3.23 人	2.11 人	2.94 人
平成 29 年	2.84 人	3.18 人	1.99 人	2.88 人
平成 30 年	2.79 人	3.20 人	1.95 人	2.85 人
平成 31 年	2.75 人	3.14 人	1.98 人	2.81 人
令和 2 年	2.70 人	3.08 人	1.97 人	2.76 人
令和 3 年	2.67 人	3.04 人	1.99 人	2.73 人
令和 4 年	2.64 人	2.97 人	1.95 人	2.69 人
令和 5 年	2.57 人	2.92 人	1.90 人	2.63 人
令和 6 年	2.52 人	2.83 人	1.87 人	2.57 人
令和 7 年	2.46 人	2.80 人	1.82 人	2.52 人

※ 各年4月1日現在の人口（住民基本台帳）を世帯数で除した人数

2. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

本町の総人口は年々減少し、令和7年4月1日現在で7,005人となっています。今後も減少傾向が続くと見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（R5推計）」によれば、令和12年には6,324人になると推計されています。また、65歳以上の高齢者数は、団塊の世代が高齢者世代に移行したため、平成30年までは増加傾向が続いていましたが、それ以降は減少してきており、今後も人口減少を背景に減少していくものと予想されています。

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和12年 (2030年)
総人口	7,792	7,552	7,364	7,205	7,005	6,324
高齢者数	3,063	3,051	3,001	2,991	2,977	2,860

※令和3～7年は、住民基本台帳（4月1日現在）、令和12年（2030年）は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（R5推計）」

(2) 高齢化率

高齢化率は全国においても年々上昇しており、令和6年10月1日現在の全国平均の高齢化率は29.3%となっています。また、山形県の同年10月1日現在の高齢化率は35.6%と高い数字になっています。

さらに、本町においても高齢化率は年々上昇しており、令和7年10月1日現在の高齢化率は42.5%で県内では13番目に高く、3人に1人以上が高齢者という状況になっています。なお、住民基本台帳（令和8年2月1日現在）でみた直近の高齢化率としては、43.0%という数字が出ています。

2030年（令和12年）の高齢化率の推計をみると、全国平均で30.8%、山形県平均では37.6%、大江町では45.2%と見込まれ、高齢化及び高齢化社会が一層進むものと想定されます。

(単位：%)

	全 国	山形県	大江町	(参考) 西村山管内の高齢化率			
				寒河江市	河北町	西川町	朝日町
平成27年	26.6	30.8	35.9	29.7	33.6	40.0	39.4
平成28年	27.3	31.5	36.9	30.4	34.5	41.6	40.3
平成29年	27.7	32.3	38.0	31.0	35.3	42.9	41.4
平成30年	28.1	32.3	38.0	31.0	35.3	42.9	41.4
令和元年	28.4	33.4	39.6	31.8	37.0	45.0	43.2
令和2年	28.6	33.8	40.1	32.2	37.9	45.9	44.4
令和3年	28.9	34.3	40.3	32.4	38.4	46.5	45.6
令和4年	29.0	34.8	40.9	32.8	39.0	47.9	46.4
令和5年	29.1	35.2	41.4	33.1	39.9	48.3	47.1
令和6年	29.3	35.6	42.5	33.6	40.5	48.6	47.8

	全 国	山形県	大江町	(参考) 西村山管内の高齢化率			
				寒河江市	河北町	西川町	朝日町
令和 12 年 (2030 年)	30.8	37.6	45.2	35.3	39.9	47.8	47.8

※平成 27、令和 2 年は総務省「国勢調査」、平成 28～30 年、令和元、3～6 年は総務省「人口推計年報」、ただし、山形県及び県内市町は山形県「山形県の人口と世帯数」（10 月 1 日現在）

※令和 12 年（2030 年）は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

(3) 在宅高齢者

本町の一人暮らし高齢者の数は増加傾向にあり、400 人に近づきつつある状況で、そのうちの 5 割以上が 75 歳以上となっています。そのうち 75 歳以上の人数も令和 7 年に 200 人を超え、あわせて、高齢者のみの世帯数も増加傾向にあります。今後、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する認知介護などの状況におかれる高齢者も増加することが考えられます。

(単位：人)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
一人暮らし高齢者 (うち 75 歳以上)	366 (189)	363 (177)	386 (194)	394 (218)	398 (217)
高齢者のみの世帯	778 世帯	778 世帯	770 世帯	803 世帯	823 世帯
認知症高齢者 (うち在宅者数)	449 (279)	487 (331)	459 (340)	465 (313)	446 (311)

※ 市町村在宅高齢者数等調査及び健康福祉課調べ（各年 4 月 1 日現在）

(4) 要介護（要支援）認定者数

本町では、介護保険制度に係る第 1 号被保険者（65 歳以上の高齢者）の約 18%（令和 7 年 3 月 31 日現在）の方が要介護（要支援）認定を受けており、およそ 5 人に 1 人は介護が必要な状態と考えることができます。

認定者数は、平成 26 年に 606 人とピークを迎え、それ以降は横ばいが続きましたが、近年は人口減もあるため減少傾向となっています。介護度別の人数については、特に要介護 3 から 5 のいわゆる重度の認定者が減少している状況にあります。

(単位：人)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
要支援 1	66	60	59	59	62
要支援 2	63	64	53	64	64
要介護 1	100	100	108	111	114
要介護 2	101	109	102	102	91
要介護 3	85	75	72	85	85
要介護 4	97	94	101	82	77
要介護 5	55	55	45	44	35
合 計	567	557	540	547	528

※ 健康福祉課調べ（3 月 31 日現在）

3. 障害者の状況

(1) 身体障害者

本町の身体障害者手帳所持者は下記のとおりで、各年度とも、約400人の方が身体に何らかの障害があり手帳の交付を受けています。最も多いのは、上肢や下肢に障害のある肢体不自由者であり、全体の約6割近い人数となっています。

(単位：人)

	総数	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障害
令和3年	431	20	43	8	251	109
令和4年	437	21	44	6	257	109
令和5年	422	22	39	6	254	101
令和6年	421	19	36	5	259	102
令和7年	401	19	35	5	239	103

※ 健康福祉課調べ (3月31日現在)

(2) 知的障害者及び精神障害者

知的障害のある方に交付される手帳が療育手帳、精神障害のある方に交付される手帳が精神障害者保健福祉手帳と呼ばれています。

令和7年3月31日現在の療育手帳所持者は、Aが22人、Bが57人、計79人で、精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が9人、2級31人、3級16人の計56人となっています。

また、精神疾患の治療目的で通院する際に利用する自立支援医療（精神通院医療）受給者については、令和6年度中の交付者数は89件となっています。

(単位：人)

	知的障害 児 者	療育A	療育B	精神障害者	手帳 1級	手帳 2級	手帳 3級
令和3年	80	23	57	44	11	24	9
令和4年	81	23	58	48	10	26	12
令和5年	78	22	56	52	10	29	13
令和6年	79	21	58	55	9	31	15
令和7年	79	22	57	56	9	31	16

※ 健康福祉課調べ (3月31日現在)



「ヘルプマーク」

身体障害者の方、補装具を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、日常生活上の援助を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

このマークを見かけたら、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

(3) 障害児(者)福祉サービス利用者の状況

障害者や障害児が地域において日常生活を営むためには、一人ひとりのニーズにあった生活基盤が整備された中で、障害者とその家族に対する適切な支援が行われる必要があります。これまで、障害者に対しては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障害福祉サービスとして、介護・訓練等給付といった自立支援給付や地域生活支援事業等によるサービス提供を、障害児に対しては「児童福祉法」に基づく放課後等デイサービス等の障害児通所支援の提供を行い、その内容充実に努めてきました。

障害福祉サービスについては、身体・知的・精神の3障害の制度が一元化され、障害者本人の選択によりサービスが利用できる制度となり、難病等の患者も利用できるようになったほか、障害児通所支援については、発達障害との医師の診断によらなくても早期療育を利用したいとの相談も多くなったこともあり、サービスの利用者及びサービス給付費は年々増加傾向にあり、今後も需要が大きくなるが見込まれます。

(単位：人)

障害福祉サービスと障害児通所支援 サービスの種類	サービス別利用者数		
	令和5年	令和6年	令和7年
訪問系サービス	9	9	9
居宅介護（ホームヘルプ）	7	8	8
重度訪問介護	0	1	0
同行援護	2	0	1
行動援護	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	65	73	71
生活介護	22	25	26
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	1	0
就労移行支援	1	2	1
就労継続支援A型	6	7	7
就労継続支援B型	30	29	30
短期入所（ショートステイ）	4	6	5
療養介護	2	3	2
居住系サービス	32	34	36
施設入所支援	15	16	16
共同生活援助	17	18	20
障害児通所支援	19	26	28
児童発達支援	8	11	11
放課後等デイサービス	11	15	17
保育所等訪問支援	0	0	1
合計（実人数）	99 者77、児22	111 者87、児24	113 者87、児26

※ 健康福祉課調べ（各年9月の利用実績）

4. 子どもの状況

(1) 就学前児童

本町の出生数は、昭和35年の248人をピークに年々減少し、近年では20人を下回るようになり、令和7年は14人と、著しく減少しています。また、就学前児童数も平成30年度より減少に転じて、県内の他地域と同様に少子化の影響が顕著になってきています。

人口減少・少子化とともに、核家族化も進んでいます。近年では結婚を機に実家である親世帯とは別に生活する子世帯が一般的になってきました。多様な価値観による家族形態や就労形態、ライフスタイルの変化に伴い、未就学児の保育の需要も高まり、子育てに係るニーズは多様化・複雑化してきています。

本町においては、少子化の中における将来の園児数の推移や見込み、現行3園の今後の展開などの課題をふまえ、町の幼児教育・保育施設の今後のあり方についての検討・協議を重ねてきましたが、令和8年度末で町立にじいろ保育園を閉園し、令和9年度からは民設民営の大江幼稚園とあゆみこども園の2園体制とすることを決定しました。

少子化という状況においても、適切な幼児教育・保育のため、子育て環境や施策の充実に向けた取り組みが重要であることに変わりはありません。町では、今後の町の幼児教育・保育事業を担うことになる2園とこれまで以上に連携し、引き続き良質な教育・保育を提供できるよう努めていきます。

[出生数の推移]

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出生数	25	18	12	14	14

※ 住民基本台帳に基づく人口動態（12月31日現在）

[ひとり親家庭数の推移]

(単位：世帯)

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	母子家庭	父子家庭								
家庭数	47	2	46	2	44	2	42	3	39	3
	49		48		46		45		41	

※ 健康福祉課調べ（8月1日現在）

※ ひとり親…児童扶養手当受給資格者のうちのひとり親

[就学前児童の状況]

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
就学前児童数	233	204	168	150	129
にじいろ保育園	100	83	66	57	43
あゆみこども園	34	28	27	24	27
大江幼稚園	56	51	47	46	37
町外保育園等	10	12	12	9	6
入園児計	200	174	152	136	113

- ※ 就学前児童数は住民基本台帳（4月1日現在）
- ※ 保育園・こども園は健康福祉課調べ（4月1日現在）
- ※ 幼稚園は学校基本調査（5月1日現在）

(2) 児童生徒

本町の出生数の著しい減少とあわせ、小中学校の児童生徒数についても年々減少しています。令和7年は、小学校2校で285人、中学校は170人となっており、10年前の平成27年と比較すると134人少なくなっています。このまま減少が続くと見込まれ、各学校の小規模化が一層進むことが推測され、本郷東小学校では、数年後には2つの学年を合わせる複式学級が発生する状況にあります。

児童生徒数の急激な減少により、教育課程や学校活動などが多くの影響を受け、学校の教育環境が大きく変化することになります。この状況を受け、本町では「大江町の学校のあり方検討委員会」を設置し、町民アンケートなども実施して具体的な議論を行ってきましたが、本年6月に「大江町の小中学校のあり方基本方針」を策定し、令和10年度に本郷東小学校を左沢小学校に統合し、小学校1校と中学校1校で小中一貫教育をスタートさせ、令和15年度には、施設一貫型の義務教育学校を創設するとの方針を示しました。

このような動きがある中においても、学校における義務教育のみならず、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、共働き世帯やひとり親世帯等に対する行政による教育・子育て支援の継続と充実は欠かせないものでもあります。

方針の中で、「共生教育」を軸にした地域と共に歩む学校の実現を図る」とあるように、町では、学校、家庭、地域が連携・協働して、社会全体で学校や子どもたちの成長を支える環境整備を進めていくこととしています。

[児童生徒の状況]

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
左沢小学校	240	223	220	201	191
左沢小学校 藤田の丘分校	1	3	1	3	1
本郷東小学校	103	103	101	109	93
小学校 計	344	329	322	313	285
大江中学校	169	175	170	169	164
大江中学校 藤田の丘分校	1	2	3	3	6
中学校 計	170	177	173	172	170

※ 学校基本調査（5月1日現在）

5. 地域福祉を支える活動者の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする非営利の組織です。社会福祉法人大江町社会福祉協議会では、各種福祉サービスの提供や相談活動、ボランティア活動支援や共同募金運動への協力など、さまざまな場面で地域福祉を推進するための中核となる組織として活動しています。



社会福祉協議会委託事業の「いきいき貯筋教室」

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、行政機関や社会福祉施設、社会福祉サービスを行う団体等との連携を図りながら、その活動に協力し、常に住民の立場に立って相談に応じ、地域において社会的な支援が必要と考えられる人達に対して、町民と行政サービスをつなぐ役割を担っています。本町では、令和7年12月1日現在で、民生委員が29名、主任児童委員が1名配置されており（3年に一度の一斉改選時、定数は民生委員34名、主任児童委員2名）、大江町民生児童委員協議会に所属しながら担当地区の見守り活動や相談支援を行っています。

(3) 老人クラブ

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにすることを目的に概ね60歳以上の高齢者で構成されている自主的な組織で、健康・友愛・奉仕をスローガンに活動しています。本町では、各地区ごと22団体の単位老人クラブ（令和7年4月1日現在・会員439名）が組織され、会員である高齢者の豊かな知識や経験を生かして、ボランティア活動、生きがい活動、健康づくり活動などを実践し、高齢者の社会参加や地域づくりに貢献しています。また、各単位老人クラブは上部団体である大江町老人クラブ連合会にも所属し、会員相互の交流・親睦も図りながら、積極的な活動を展開しています。



民生児童委員協議会児童部会による左沢高校への視察研修



毎回大盛り上がりの老人クラブ連合会主催の「老人芸能大会」

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本方針

令和2年度を初年度とし令和11年度を目標年次とする「大江町総合計画（第10次）」では、

ちよūdōいい 幸せ感じるまち

を町の将来像に設定し、



- ◇基本理念
- ◆ 一人ひとりがまちのつくり手であることの「自覚」
 - ◆ 一人ひとりがお互いを認め合い共に支え合う「協働」
 - ◆ 一人ひとりが課題解決に向けて創造性豊かに「行動」

◇まちづくりの指針（3つの柱）

- ◆ “ひと”
- ◆ “くらし”
- ◆ “しごと”

- ◇基本目標
- ①『ひと』 歴史を紡ぎ 未来を拓く“まちびと”づくりの実現
 - ②『くらし』 誰もが住み続けたいと思える、安心な“くらし”と豊かな地域社会の実現
 - ③『しごと』 次世代につながる大江町らしい“^{なりわい}生業”の創造と進化の実現
- として、まちづくりのための各種施策を進めています。

基本目標 ②『くらし』 誰もが住み続けたいと思える、安心な“くらし”と豊かな地域社会の実現のうち、特に「社会福祉」分野に係る具体的目標として次のように設定しています。

● 保健・医療・福祉の連携による健康長寿社会の実現

- ・健康づくりの推進、地域医療体制の充実を図ります。
- ・地域一体となった支え合い・助け合いを通して、健康長寿社会を目指します。

さらに、総合計画から基本目標達成のための施策を抜粋した「大江町総合計画 短期行動計画（第10次）」（令和7年度～令和11年度）では、次の地域福祉に関連する施策を推進することになっています。

基本目標： 歴史を紡ぎ 未来を拓く“まちびと”づくりの実現

基本計画 I-1： 結婚・出産・子育てに希望を持てる“まちびと”づくり

重要施策： 多様なライフスタイルの支援

- 障害児(者)が自立した日常生活や社会参加できるよう、個々の能力や特性に応じた支援を行う。また、日常生活用具の給付等により経済的負担の軽減を図る。
- 心身障がい児家庭への支援を継続し、心身障がい児家庭における経済的負担の軽減を図る。
- 特別支援学校への通学に係る経済的・身体的負担の軽減を図る。

基本目標：誰もが住み続けたいと思える、安心な“暮らし”と豊かな地域社会の実現

基本計画 II-1：安全・安心を実感できる社会の実現

重要施策：地域コミュニティの維持・強化

- 高齢者の通院や買い物などの生活支援や子育て支援など、地域の課題を解決するため個人やグループ等が取り組む有償サービスの地域ビジネスに対する支援について、関係各課が連携を図りながら検討を進める。

基本計画 II-2：保健・医療・福祉の連携による健康長寿社会の実現

重要施策：健康づくりの推進

- 在宅の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、訪問事業や関係団体との連携により心身の状況を把握することで適切な日常生活支援に結び付けるとともに、在宅高齢者福祉サービスの充実を図る。
- 介護が必要な方への適切なサービス提供につなげられるよう、相談支援の充実強化を図りながら、介護する家族を支援し身体的精神的負担の軽減を図る取り組みを推進する。

重要施策：地域医療体制の充実

- 関係機関やドクターヘリと連携した緊急医療体制を整備するとともに、生活や健康に関する相談体制の充実を図る。
- 自家用車による通院が困難な高齢者等の町外医療機関への通院を支援するため、高齢者等通院支援事業の利用拡大を図る。

重要施策：地域一体となった支え合い・助け合いの仕組みづくり

- 地区公民館を会場とした「百歳体操」や「みんなの茶の間」の実施により、高齢者の居場所づくりや健康寿命の延伸を図る。
- 福祉バスの送迎によるテルメ柏陵等での「老人クラブ入湯事業」や「貯筋教室」、「生きがい教室」等の開催により、お互いの支え合いや見守りが行われる体制の醸成を図る。
- 弁当の配食や民生児童委員の定期訪問等により、健康の維持や地域での見守りを推進していく。

基本目標：次世代につながる大江町らしい“生業”の創造と進化の実現

基本計画 III-4：「ふるさとで働きたい」の実現

重要施策：就業の希望がかなえられる環境づくり

- 障がい者の就労を促進するため、障害福祉サービスから一般就労への移行を支援し、企業情報の収集・提供や障害福祉サービス事業所と一体となった相談体制を構築する。
- シルバー人材センターの体制を強化し、高齢者の就労を促進する。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和7年3月に改訂した「大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」では、人口減少克服を目的として、施策の基本的方向や具体的施策を示していますが、大江町人口ビジョン等を踏まえ、基本目標等を次のとおり定めています。

- 基本目標1 おおえで若い世代が安心して働ける環境をつくる
- 基本目標2 おおえに新しい人の流れをつくる
- 基本目標3 おおえの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 おおえに住み続けたいと思える安心・堅実で持続可能なまちづくりを推進する

基本目標4の「おおえに住み続けたいと思える安心・堅実で持続可能なまちづくりを推進する」では、

施策の基本的方向 （3）社会福祉の充実

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じ日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターが中心となり、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築する。
- ★ 雪下ろしなど除排雪に対する支援や見守り付配食サービスによる支援、緊急通報装置の設置支援など、一人暮らしの高齢者等の健全で安らかな日常生活を確保するための取組みを推進する。
- 介護サービスの円滑な利用と質の向上に努めるとともに、介護する家族の身体的、精神的負担を軽減する取組みを推進する。
- 障害者等が自立した日常生活や社会参加ができるよう、個々の能力や特性に応じた支援を行うとともに、通院費用等の助成など経済的負担の軽減を図る。

などの具体的施策を取り上げ、特に★は重点的取組みとして、除排雪対策等に係る高齢者の生活支援を充実させていくこととしています。

上位計画に掲げたこれらの目標と具体的施策を展開していくためには、行政の支援、いわゆる「公助」だけでなく、自分ができることを自分でおこなう、いわゆる「自助」で立ち行かない部分を、地域住民が“地域の力”で互いに支え合うという共通理解のもと、コミュニティ等での助け合いを意味する「互助」の精神を育み、広く浸透させていくことが重要になります。

それぞれの地域において、「誰もが安心して暮らせるよう、そこで暮らすみんなが支え合い、助け合い、暮らしやすい仕組みを創っていこう」ということ、すなわち、地域社会全体で住民の福祉を支えていこうという地域福祉の基本的な考え方に立ち返り、これまでの地域福祉計画の基本理念を継承し、第4期大江町地域福祉計画の基本方針を次のように設定します。

地域一体となった支え合いの中、

安心して生きがいを持てる社会を築こう

地域は個人の生活の場であり、家族を一つの単位とすると、地域は複数の家族が集まって形成する社会の最小単位と言えます。そのような地域社会の中で、住民が生活課題を共有し、ともに行動していくことは、失われつつある地域の支え合いや助け合いの機能を維持・向上することにもつながります。

第4期計画で掲げたこの基本方針は、地域の福祉課題解決のために住民と行政や各種機関が連携して行動しながら、これまで培ってきた地域の“絆”を守り、地域一体となつてともに「支え合おう・助け合おう」という互いを思いやる心を持ち、より良い地域社会を築いていこうというものです。この基本方針に基づき、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が、安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

また、基本方針の設定にあわせ、基本方針の実現に向けた具体的な取り組みについて、“地域福祉推進のための方策（重点施策）”として示し（第4章で説明）、関連する各種施策を実行し、本町の地域福祉を推進していきます。

【参考】基本方針、骨子の概要の変遷

大江町地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）【第1期】

基本方針：ともに支え合う地域社会を築いていこう

地域の福祉課題解決のために住民と行政や各種機関が連携して行動し、互いに支え合う地域社会を築き、最終的に「住んでよかった」と思える町を目指す。

大江町地域福祉計画（平成28年度～令和2年度）【第2期】

基本方針：地域の“絆”を深め、安心して暮らせる社会を築こう

地域の福祉課題解決のために住民や行政、各種機関が連携して行動し、地域の“絆”を重要視した「思いやり」の心で、互いに支え合う地域社会を築き、高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる福祉のまちを目指す。

大江町地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）【第3期】

基本方針：地域での支え合い・助け合いを大切に、安全・安心に暮らせる社会を築こう

地域の福祉課題解決のために住民や行政、各種機関が連携して行動し、地域での支え合いや助け合いの心で、より良い地域社会を築き、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が安心して暮らせるまちを目指す。

☆ 大江町地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）【第4期】

基本方針：地域一体となった支え合いの中、安心して生きがいを持てる社会を築こう

地域の福祉課題解決のために住民や行政、各種機関が連携して行動し、地域の“絆”を守り、地域一体となつて互いを思いやる心で、より良い地域社会を築き、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が、安心して生きがいを持って暮らせるまちを目指す。

第4章 地域福祉推進のための方策（重点施策）

1. 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) わかりやすい福祉サービスの情報提供

現在の福祉制度は複雑多岐にわたっています。福祉サービスについて知り、必要な方が適切に利用するためには、正しい情報を得ることが必要になります。

利用者が自分に合った福祉サービスを選択し、利用するためには、サービスの内容や利用要件、事業所等に関する情報がわかりやすく適切に提供されることが重要であることから、高齢者や障害者が自立した生活を送り社会参加するためにも、町民の誰にとってもわかりやすく、必要な時に入手しやすい情報の提供を行います。

事業	内容
広報等での幅広い情報提供	広報紙やお知らせ版、ホームページ、SNS（「LINE」等）等の方法により情報提供に努めます。 広報紙や制度紹介パンフレット等については、わかりやすい言葉を使用し、見やすい構成に努めます。 健康福祉課窓口にて制度パンフレット等を設置し、必要な情報を誰もが容易に手に取ることができるよう努めます。
出前講座等	職員によるまちづくり出前講座等により町の福祉施策や事業の説明を行い、住民理解に努めます。 ※まちづくり出前講座とは 町教育委員会主催の「おおえ町民大学ぷくらすカレッジ」の「いきいき学部」の一講座で、町職員などが講師となり、行政の取組みや情報などを町内の地域やグループへ出向き、わかりやすく説明する講座です。

(2) 包括的な相談支援体制の充実

高齢者や障害者に限らず、町民一人ひとりが抱えている日常生活における悩みや生活課題は、社会環境の変化等を背景に年々複雑化し、複合的な問題を抱えている場合も増えてきています。こうした様々な課題に的確に対応するために、町では健康福祉課、地域包括支援センターの相談窓口をはじめ、保健センター、子育て支援センター、こども家庭センターなどで各種相談事業を実施しています。また、地域での身近な相談窓口として、民生委員・児童委員が幅広い分野の相談活動を行っており、社会福祉協議会等の福祉団体においても相談事業が行われています。

福祉サービスの利用は、利用者が行政窓口にお問い合わせ、相談することから始まるが多くなります。利用者の相談内容を的確に捉え、相談窓口から適切にスムーズに関係部署につなぎ、関係機関等と連携した包括的・総合的な相談体制を構築することにより、情報収集機能や支援機能の強化に努めます。また、生活困窮者については、生活保護受給に至る前の生活や就労の支援を行うため、県が設置している西村山地域生活自立支援センター（サポー

トセンターういんず内) と連携した支援を行います。

また、相談にあたる人材の育成を行っていくとともに、保健・医療・福祉・子育ての各担当が情報の共有を図り、連携して相談にあたることのできる体制を整備し、民生委員・児童委員や各専門機関から情報や依頼を受けた場合には、訪問相談等の手法を用いるなど迅速に対応し、適切な支援を行います。

事 業	内 容
相談窓口体制の充実	適切に相談対応ができるよう、担当窓口で相談にあたる職員の資質向上に努めるとともに、各課等の連携を強化し、各種相談窓口の横断的な対応を図り、保健・医療・福祉・子育て分野が連携しながら、総合的なサービス提供につながるよう支援します。
地域包括支援センターの利用	<p>高齢者に対する総合的な相談支援を行う機関としての周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、相談機能の向上に努めます。保健師や主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門職が各種相談に応じ、専門機関と連携し、介護予防をはじめとし、高齢者虐待や権利擁護等の助言などを行います。</p> <p>※地域包括支援センターとは</p> <p>地域で暮らす高齢者を介護や健康、医療などさまざまな面から支えるための拠点です。住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう困りごとの相談に応じたり、健康維持や介護予防のための事業を行っています。役場健康福祉課内に設置しています。</p>
子育て支援センターの利用	<p>主に就学前の乳幼児と保護者のための地域における子育て支援拠点としての周知を図るとともに、常駐する保育士が保健師等との連携や情報共有を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、子育てについての悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できる環境づくりを進めます。</p> <p>※子育て支援センターとは</p> <p>町立にじいる保育園に併設されている大江町子育て支援センター「ぱれっと」では、子育てのための地域の総合的拠点として、子育て期の保護者等からの相談への対応や子育てサークルの活動支援等を行っています。</p> <p>乳幼児とその親等が、開館時間内に自由に入出りできる施設で、小さなお子さんが安心して遊べるおもちゃ、キャラクター遊具や屋外ひろばも備え、親子の遊び場や子どもや親同士の仲間づくりの場を提供し、子育てを支援しています。</p> <p>ぱれっと夏祭りの様子</p>



<p>こども家庭センターの利用</p>	<p>妊産婦や子育て家庭、子どもに対して一体的な相談・支援を切れ目なく継続して行う機関としての周知を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを進めます。</p>
	<p>※こども家庭センターとは 妊娠期から子育て期までの状況を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を通じ、切れ目のない支援を提供しています。保健師・助産師・保育士等の専門資格を持った職員等が妊産婦や保護者の相談に応じ、育児不安や虐待の予防のための事業も行っています。役場健康福祉課子育て推進室内に設置しています。</p> <p>こども家庭センター内のキッズスペース</p>
<p>新生児（乳児）全戸訪問</p>	<p>新生児（乳児）と産婦の健康状態の把握と育児支援のため、保健師等が新生児（乳児）全員を訪問しています。</p> <p>必要に応じ医療機関や保健所等とも連携し、今後も継続して適切な育児支援を行っていきます。</p>
<p>民生委員・児童委員による相談体制の充実</p>	<p>地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員の活動内容等の周知を図るとともに、民生児童委員協議会定例会や各種研修等で委員の資質向上を図り、相談機能の充実に努めます。</p>
<p>社会福祉協議会による相談業務の充実</p>	<p>週1回実施している社会福祉協議会による「生活相談」の充実を図るとともに、社会福祉協議会の相談業務の機能強化を支援します。</p>
<p>訪問相談の実施</p>	<p>高齢や障害等により相談窓口に来所することが困難な方に対し、民生委員・児童委員や保健師、地域包括支援センター職員等が訪問相談を行っています。健康や生活全般に関わる各種相談に応じ、介護保険等の公的なサービスにつなげるなど、増加する高齢者世帯の支援体制を強化していきます。</p>
<p>生活困窮者自立支援制度による相談機関との連携</p>	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき設置された生活困窮者に対する相談窓口「西村山地域生活自立支援センター」では、さまざまな理由により経済的に困窮している方々を支援するため、専門職である援助員が配置され、就労に向けた働きかけなどを行っています。</p> <p>町では生活困窮の相談を受けた際には、適切に専門機関につなぎ、相談機関と連携して支援していきます。</p> <p>※生活困窮者自立支援制度とは 生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」と呼ばれるもので、相談支援を行い、本人の状況に応じて、就労準備支援や学習等支援などを実施し、自立に向けた支援を行うものです。</p>

(4) 福祉サービス利用者の権利擁護

介護保険制度や障害者総合支援制度に障害福祉サービスを利用するには、利用者自らが受けたいサービスを選択し、事業者との契約に基づいて利用するという流れになります。契約手続きや利用料の支払いなどは利用者自身で行わなければならないことから、判断能力に不安のある利用者への援助が必要になることがあります。そのため、利用者の尊厳を保ち、その意向が十分尊重されるよう利用者の権利を擁護する取組みを行ないます。

あわせて、高齢者や障害者の尊厳を守りつつ、安心して暮らしていくことができるよう、家族や地域、関係機関との連携と相互協力のもと、関連する施策の促進を図り、高齢者等の権利利益の擁護に努めます。

事 業	内 容
権利擁護事業等の周知	<p>認知症や障害などによって判断能力に不安のある方や十分でない方を対象に行っている福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知を図ります。</p>
福祉サービス利用援助事業	<p>社会福祉協議会において、日常生活に必要な事務手続きや金銭の出し入れ等の支援を行っています。高齢者や障害者などが地域で安心して自立した生活が営めるよう、預貯金の払い出しの代行や公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理等を行います。</p> <p>※福祉サービス利用援助事業とは</p> <p>福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人であって、援助の契約内容については認識しうる判断能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が福祉サービス利用の手続き、日常的な金銭の出し入れ、大切な書類等の預かり等のお手伝いを行います。</p>
成年後見制度の活用	<p>認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利を守るため、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより成年後見人等が選任され、後見人等が法律的な支援を行います。申し立ては、本人のほか配偶者や四親等以内の親族が行います。本人に配偶者や四親等以内の親族がない場合や虐待、介護放棄などによりサービス利用が適切にできない場合等には、町が成年後見の申し立てを行い、住民の権利擁護に努めます。</p> <p>※成年後見制度とは</p> <p>認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度で、後見・保佐・補助・任意後見の種類があります。</p> <p>判断能力が不十分なため、契約などの法律行為における意思決定が困難な成年者について、その判断能力を補い、本人が不利益を受けないよう本人の権利が守られるようにする制度が成年後見制度です。</p>

<p>成年後見制度利用支援事業の実施</p>	<p>高齢者や障害者等で経済的に成年後見等の申し立てが困難な方に対し、費用等の免除や成年後見人の報酬費用の助成を行います。</p>
<p>高齢者虐待防止への対応</p>	<p>高齢者の誰もが尊厳をもって、安心して暮らしていくためには、高齢者の権利を理解し、擁護する必要があります。地域のネットワーク等を活用し、社会全体で高齢者の虐待を防止しなければなりません。虐待、または虐待が疑われる状況があった際は、速やかに通報することで事態が深刻化することを防ぐことができます。</p> <p>地域包括支援センターでは、高齢者虐待防止に関する相談を随時受け付けるとともに、「大江町高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づく対応を取りながら、定期的に高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者の権利利益の養護に資する取り組みを行います。</p>
<p>消費者被害の防止</p>	<p>高齢者や障害者など社会的弱者を標的とした消費者被害が増加しています。行政による消費生活相談もありますが、当事者本人からの相談は少なく、被害に遭っても気が付かず、放置してしまっているという傾向も見られます。</p> <p>高齢者等の消費者被害の未然防止には、家族や知人、地域といった周囲の方々の見守りと気づきが重要です。</p> <p>町では、消費者行政に係る「地域見守りネットワーク協議会」を組織し（高齢者虐待防止ネットワーク協議会内に追加で構築）、課題に向けた話し合いをおこなっています。</p>

2. 住民主体による地域づくりの推進

(1) 地域福祉に対する気運の醸成

お互いに支え合い・助け合う地域づくりを推進するためには、住民の福祉活動への関心を深め、地域全体で福祉に関する理解度を高める必要があります。

このため、福祉に関する学習や教育の機会の普及・充実に努め、その気運の醸成を図ります。

事業	内容
<p>福祉学習の推進と学習機会の充実</p>	<p>あらゆる世代の方が福祉について学ぶ機会を設け、学校教育、社会教育の場においても福祉学習を進め、福祉に対する理解を深めます。</p> <p>親子を対象とした福祉学習会、体験学習会など、家庭、地域が一体となった福祉教育に取り組みます。</p> <p>また、まちづくり出前講座（※前掲）などを活用し、町民のニーズに合わせた適切な福祉情報の提供や学習機会の充実に努めます。</p>

<p>障害に対する啓発強化</p>	<p>障害者が持つハンディキャップを理解し、障害のある人もない人も、その垣根をなくすための普及・啓発に努めます。</p> <p>障害者が暮らしやすい町となるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーの環境を整備できるよう、住民に対して広く周知を行っていきます。</p> <p>障害者の自立を促進するため、障害者の活動や障害者のスポーツ等について、広報などの支援を行っていきます。</p> <p>また、障害を理由に困ったと感じることや不当な扱いを受けることがなくなるよう、障害者への理解促進及び障害者差別解消に向けた各種施策を実施していきます。</p> <hr/> <p>※障害者差別解消条例とは</p> <p>障害のある人に対する不当な差別的取扱いを解消し、障害のあるなしに関わらず、誰もが支え合いながら共に生きる共生社会実現に向けた社会の動向をふまえ、本町においても、差別解消に向けた基本理念や町・町民及び事業者の役割、具体的な差別の禁止事項等を定めた「大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和5年3月に制定し、その実践に取り組んでいます。</p>
<p>認知症への理解促進</p>	<p>高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が増えることが見込まれます。認知症に対する地域での理解が必要となってくるため、その理解促進に向けた取り組みに努めていきます。「認知症サポーター」と呼ばれる支援者の輪を更に広げるため、養成講座を開催し、接し方等の啓発を行います。</p> <p>また、家庭内でも世代を超えて、温かく見守る支援体制づくりが重要であるため、児童や生徒に対する講座を設定し、低年齢時から認知症に関わる教育を実践していきます。</p>

(2) ボランティア活動、住民活動等の育成支援

あらゆる人がその地域で安心して生活を続けていくためには、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためにも、これまで行政が主として担ってきたことを、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を分担し、連携・協力しながら地域福祉を推進していくという体制への切り換えとその実践が必要になっています。すべての町民が地域福祉を自らのものとして考え、率先して地域のボランティア活動などに参加し、自分たちの手で福祉社会をつくりあげていこうという考えのもと、社会教育活動と連携し、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）等の活動のきっかけとなる取り組みを充実していきます。

また、住民活動の推進のため、地区、老人クラブ等の関係団体等と連携しながら、介護予防等の福祉に関する研修会の開催や、地域福祉に関わる人材育成プログラムの実践等について推進していきます。

事 業	内 容
<p>ボランティア活動の拠点整備</p>	<p>ボランティアに関する相談や情報提供などを行い、登録や派遣、ボランティアグループ間のネットワークの構築や情報交換ができる交流の場の設定などボランティアの調整役となる機関の整備を行います。</p>

<p>各種ボランティアの育成</p>	<p>ボランティア活動のきっかけづくりとして、ボランティアの体験教室、入門講座などを開催し、ボランティアの育成を図ります。また、各年代層に適したボランティアプログラムをつくり、気軽に参加できる体制づくりを進めます。</p> <p>一人暮らしや認知症の高齢者、障害者、子育て中の方などで悩みを抱えている人の中には、話を聞いてもらうだけでいいと考えている方も多いことから、傾聴ボランティアの活用や養成についても検討していきます。</p> <p>※傾聴ボランティアとは</p> <p>高齢者や孤独を感じている方に寄り添い、話を否定せずに、“耳を傾けて聴く”、話し相手となるボランティアのことです。相手を尊重することで、心理的なケアや孤立防止につながる活動とされています。</p>
<p>中高生ボランティア体験</p>	<p>本町では、中高生のボランティア団体である「夢懂布（ぼけつと）」が様々な分野で活躍しています。担当部署である教育委員会とも協力し、中高生が同年代の活動団体と触れ合うことでボランティアに取り組むきっかけとなるような体験プログラムを実施していきます。</p>  <p>青竹ちょうちんまつり準備に励む夢懂布のメンバー</p>
<p>NPOの育成と支援</p>	<p>NPOの活動内容などの情報提供に努めるとともに、福祉活動を行っている団体やNPO法人の資格取得を目指している住民の支援を行い、NPO活動に取り組みやすい体制づくりに努めます。</p>
<p>認知症サポーター (チームオレンジ) の養成</p>	<p>認知症の方を地域で見守り、介護する家族を支援するため、介護保険制度の地域支援事業の一環として認知症サポーターを養成しています。今後も継続して養成講座を開催し、サポーター数を増やしていくとともに、サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)の整備を目指します。</p>  <p>認知症を身近に感じてもらうため実施している「あんしん未来塾」</p>

手話奉仕員の養成	聴覚に障害がある方が地域で気軽にコミュニケーションができるよう、障害者総合支援法に基づく地域支援事業の手話奉仕員養成講座の活用等を検討し、手話通訳の普及に努めます。
介護予防・健康維持のための活動支援	<p>一般介護予防事業の一環として、地区公民館に出向いて介護予防の「お達者教室」を行っています。</p> <p>それぞれの地域において介護予防の必要性を学び、地域住民が主体的に年間を通して地区公民館等で介護予防・健康維持のための集まり(サロン)を開催できるように努めます。</p> <p>「お達者教室」地区講座で囲碁ボールを楽しむ皆さん</p>
生活支援体制の担い手育成	<p>生活支援体制整備として、元気な高齢者が介護を必要とする高齢者を支援していく助け合いの地域社会が求められています。このため、多様なニーズに応えられる新たな担い手を育成していくため、生活支援に関する研修の機会を創出していくよう努めます。</p> <p>日常的なゴミ出しや買い物などの生活サービスについて、支え合いの視点で地域住民が主体となって取り組むことへの支援などについて検討を行います。</p>



(3) 社会福祉協議会の機能強化支援

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的としている団体であり、関係機関との連携のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した各種活動を行っています。

社会福祉法においても、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられており、地域福祉に果たしてきた役割は大きく、今後もこれまでの実績を生かした更なる取り組みが求められていることから、引き続き大江町社会福祉協議会の機能強化を支援していきます。

事業	内容
見守り付き配食サービス事業	社会福祉協議会では、町の委託を受け、高齢者の安否確認と健康維持を兼ね、週2回(火曜日・金曜日)自宅に弁当を届ける見守り付き配食サービスを行っています。高齢者の見守り、声掛けを行うことで、安心して暮らすことができる地域福祉の向上につながるため、町とともに事業を進められるよう支援していきます。

<p>生きがい教室</p>	<p>社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者を対象に閉じこもり予防と交流を目的とした月1回の生きがい教室を開催しています。今後もこの取り組みを支援していきます。</p>  <p>「生きがい教室」での紙人形づくり</p>
<p>ボランティア活動団体の育成</p>	<p>ボランティアの体験教室・入門講座などを開催し、ボランティアの育成を図るための支援をしていきます。</p> <p>また、各年代層に適した各種ボランティアプログラムをつくり、気軽に参加できる体制づくりを支援します。</p>  <p>社会福祉協議会が主催する「災害ボランティア養成講座」</p>
<p>社会福祉協議会への支援・協力</p>	<p>社会福祉協議会の活動の充実を図り、その役割が十分発揮できるよう活動を支援するとともに、地域福祉活動計画を策定する場合には、町の福祉事業等について情報を提供し、町の地域福祉計画と整合性が図られるよう調整します。</p>

3. 住民の支え合いによる地域づくり

(1) 福祉ネットワークづくりの推進

本格的な少子高齢社会を背景にした多様化・複雑化・複合化する生活課題に対応するためには、地域住民や行政、民間機関が一体となった地域づくりが求められます。そのような地域づくりのためには、そこに住み、その地域を一番良く知る住民自身が主役となり主体となり行動する必要があります。住民自らが地域の課題に気づき、解決の方向性を見出し、実践に移すことが求められています。

このため、住民自身による課題解決のための取り組みを支援し、行政や社会福祉協議会等の関係機関と連携して支援するためのネットワークづくりを進めます。

事業	内容
地域での福祉活動	地域で相談・見守り・支援活動ができる体制を整備するため、モデル的な取り組みを検討しながら、活動の支援を行います。

地域福祉ネットワークの構築	社会福祉協議会を中心に、行政、ボランティア団体、福祉団体等との連携を図りながら、地域での福祉活動を支援するためのネットワークを構築します。
---------------	---

(2) 安心して暮らせるまちづくり

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、介護が必要な方や障害のある方がいる世帯など、地域には援護を必要とする方が困難を抱えながら暮らしています。誰もが安心して暮らすことができる町にするためには、日頃から災害等の有事に備えた体制づくりも求められています。

このため、一人暮らし高齢者や障害者などの社会的弱者への対応について、普段からの見守り体制を含めて強化していきます。

また、豪雪地帯に属する本町では、除雪の問題など、冬期生活に不安を感じる方も多く、特に高齢者や障害者にとって大きな課題となっています。このため、雪対策については、地域の実情を反映した事業となるよう検討を行っていきます。

事業	内容
緊急通報体制の整備、位置情報提供サービス付き通報装置設置による支援	<p>一人暮らし高齢者世帯等の自宅に緊急通報装置を設置（町からの無償貸与）し、日常的に委託事業者のコールセンターが対応し、24時間体制での電話相談や緊急時に警備員が駆けつけるサービスを継続して実施し、安心して生活できる体制を整備します。</p> <p>また、徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象とした携帯型GPS機能付き通報装置の購入費等の助成も継続して行います。</p> 
日常的な見守り・安否確認	<p>一人暮らし高齢者や高齢者世帯等について、民生委員・児童委員が日頃の活動の中で行っています。近隣住民による日常的な見守りと民生委員・児童委員の活動が連携することで、安否確認のための見守りネットワークを構築し、ひきこもりや孤独・孤立、虐待など、福祉サービスにつながっていない要支援者を早期に発見するための機能の充実に努めます。</p> <p>見守り付き配食サービス（前掲）による安否確認や、緊急時の備えとなる「あんしん情報キット」利用の呼びかけなども進め、高齢者の安心な暮らしを支えています。</p> 
高齢者等訪問	<p>高齢者のみの世帯を中心に保健師等が随時訪問し、健康状態や生活状況の相談に応じ、介護サービスなどの必要な支援に結びつくよう助言を行う訪問事業を実施していきます。</p>

<p>雪下ろし・玄関除雪等支援</p>	<p>高齢者や障害者のみの世帯等を対象に冬期間の雪下ろし及び玄関・間口除雪の経費を助成しています。雪下ろしについては年3回まで、玄関・間口除雪については一冬通しての費用を対象としています。「まち・ひと・しごと総合戦略」においても重点的取り組みと位置付けられているもので、今後も冬期間における高齢者等の安心できる暮らしの実現のため、継続して実施するとともに、事業の周知に努めていきます。</p> <p>また、左沢・本郷・七軒地区と地域によって積雪の状況が異なるため、関係部署間と連携し、地域の実情に応じた除雪対策についての検討を行っていきます。</p>
<p>交通手段・移動手段の確保</p>	<p>交通空白地帯にお住まいの方の生活必需品の買い物や医療機関への受診などのための移動手段を確保するため、乗り合いタクシー（デマンド型タクシー）運行事業を実施しています。また、運転免許証を自主返納した高齢者には、町営バス乗車券や乗り合いタクシー乗車券等を交付する支援も行っています。</p> <p>また、NPO法人等が行う「福祉有償運送」では、高齢者や障害者等の移動制約者が利用することができ、その登録制度があります。</p> <p>高齢者に対する助成制度としては、生活支援と社会参加の促進を図ることを目的に、運転免許証を所持していない方（返納された方を含む）に町内タクシー事業所で使用できる高齢者タクシー券を交付しており、家族による送迎が受けられない方には、寒河江市内までの山交バス運賃を助成する高齢者等通院支援給付事業も実施しています。</p> <p>また、障害者にはタクシー等利用券や燃料給油券を交付し、移動の支援を行っています。</p>
<p>災害時要援護者の支援</p>	<p>災害時には、災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難支援者が支援を行い、民生委員・児童委員と連絡を取り合い、町に情報が報告される仕組みになっていますが、それをふまえ、町地域防災計画に基づき、町災害対策本部と民生委員・児童委員、地域住民等が連携を図り、災害時要援護者の対応にあたります。</p> <hr/> <p>※災害時要援護者とは</p> <p>自然災害発生時に何らかのハンディキャップを有するため、危険を察知できない、察知することが難しい、察知しても適切に判断できない、あるいは自力で避難することができない、または困難であることなどにより、行政やボランティア、消防団、自主防災組織などの地域住民による支援が必要な方々のことです。</p>



災害時要援護者台帳の整備・活用	<p>災害時にスムーズに要援護者を支援するため、災害時要援護者台帳を整備・活用を進めるなど、日頃から支援体制を地域住民、区、消防団等関係者が確認しておく必要があるため、避難訓練等に要援護者の避難支援を行うようにします。</p> <p>また、誰が支援者になっても対応できるよう支援マニュアルの整備を検討します。</p>
福祉避難所の設置	<p>災害発生時には、高齢者や障害者も町が指定した避難所に避難することになりますが、避難場所は小学校や公民館等の公共施設であり、身体の不自由な方々にとっては生活しづらい環境です。</p> <p>このため、町では、町内の2つの特別養護老人ホーム（らふらんす大江、大寿荘）と協定を締結し、災害時に必要に応じて高齢者等の避難者を受け入れる「福祉避難所」を設置することにしています。突発的に起こりうる災害発生時に迅速に対応ができるように、平時から災害時における避難を想定しながら、福祉避難所の適切な運営に努めます。</p> <p>※福祉避難所とは 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、特別な配慮が必要で、一般の避難所での生活に支障がある人に対する、安心して生活できる体制があり、健康面や精神面で手厚い支援を行う避難所のことです。</p>

(3) 交流の場と仲間づくりの推進

地域の中で安心して暮らしていくには、日頃から困ったときには互いに助け合える人間関係を築いておくことが重要です。しかし、地域には乳幼児から高齢者、障害を持っている方など年齢も性別も様々な人々が暮らしています。お互いの価値観や生活環境の違いなどを十分理解し合い、その地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かに生活できるよう、地域で気軽に集い交流できる場所づくりそして仲間づくりを推進します。

事業	内容
世代間交流の支援	<p>老人クラブ等の町内の各種団体で行う保育園児や小中学生との世代間交流を支援し、交流の輪を広げ、支え合いの意識の醸成を図ります。</p>
交流の場づくりへの支援	<p>グループや仲間の枠を超えて、誰もが気軽に集まり、幅広い世代で交流できる地域サロンなどの交流の場づくりへの支援を行います。</p>
地域社会での孤立防止	<p>地域のつながりの希薄化が進み、身近に相談できる人や頼れる人がいないという一人暮らし高齢者や子育て世帯も見受けられます。地域での孤立から新たな社会問題につながる恐れもあります。孤独・孤立を防ぐため、区長や民生委員・児童委員と連携した、地域住民の日頃からの見守りや声掛けという助け合いの活動を推進します。</p>

<p>居場所づくりへの支援</p>	<p>学校に行きづらくなっていたり（不登校）、社会へ踏み出すことをためらっていたりする子どもや若者たちのため、教育委員会では、子どもの居場所づくり事業として、週1回程度「ふれあいサポートルーム ふくりん」をふれあい会館に開設しています。</p> <p>学校や家庭でもない「第三の居場所」としての役割をねらい、専門資格を持つスタッフが常駐し、フリースペースでのグループ活動や個別相談にも応じています。</p>
<p>グループ等活動の支援</p>	<p>子育てサークルや家族介護者グループなどの仲間同士で互いの悩みや体験などを話し合うことができる仲間づくりと交流の場づくりの支援を行います。</p>  <p>大江町わかあゆ会(心身障がい児・者の家族会)で毎年実施しているクリスマス会</p>
<p>認知症カフェへの支援</p>	<p>認知症高齢者の家族の相談に応じることや認知症高齢者の居場所づくりを目的とした認知症カフェ（日本一くんカフェ）の支援を行います。</p> <p>当事者も主体的に参加し、お茶を飲みながら気軽に交流できるようなアットホームなカフェづくりを目指します。</p>  <p>※認知症カフェとは 本人や家族、地域の人が集い、介護の悩みなどを語り合う場として2000年ごろから広がっているものです。</p>

第5章 計画の推進

1. 計画の体系

基本理念	重点施策	
地域一体となった支え合いの中、 安心して生きがいを持てる社会を築こう	1. 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) わかりやすい福祉サービスの提供
		(2) 包括的な相談支援体制の充実
		(3) 福祉サービス利用者の権利擁護
	2. 住民主体による地域づくり推進	(1) 地域福祉に対する気運の醸成
		(2) ボランティア活動、住民活動等の育成支援
		(3) 社会福祉協議会の機能強化支援
	3. 住民の支え合いによる地域づくり	(1) 福祉ネットワークづくりの推進
		(2) 安心して暮らせるまちづくり
		(3) 交流の場と仲間づくりの推進

2. 計画推進のための役割

(1) 町民の役割

誰もが安心して生きがいを持って住み続けることができる、住んで良かったと思える町にするためには、人は一人で生きているのではなく、お互いに支え合いの中で生きていることの大切さについて理解する必要があります。

そのためにも、住民の一人ひとりが地域を支える地域福祉の担い手であることを自覚し、福祉に関心を持ち、思いやりの心で、住民同士が協力し合い、安心して暮らしていくことができる地域社会づくりに参画していくことが大切です。

(2) 関係団体等の役割

① 社会福祉協議会

地域福祉活動を支援するため、ボランティアの人材育成やネットワークづくりに努める役割を担います。

② 民生委員・児童委員

支援が必要な住民の把握に努め、その相談に応じるとともに、必要なサービスを提供する機関を紹介するなどの役割を担います。

③ サービス提供事業者

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の立場に立った質の高い適切なサービスの提供に努める役割を担います。

④ ボランティア・NPO団体

地域におけるボランティア・NPO活動への重要さが認識され、期待感はさらに高まってきており、新たな生活支援体制等の担い手としての役割を担います。

(3) 行政の役割

住民からの相談に応じ、住民ニーズを的確に把握し、利用者の状況に即したサービスに結びつける役割を担います。

現在、住民ニーズはさらに多様化、複雑化、そして高度化してきており、職員は専門的な知見を提供できるよう研鑽に努めるとともに、高齢者や障害者等の目線に立った親切で丁寧な対応を心掛けるよう努めます。住民の方々の期待に応えられる行政サービスを提供する役割も担っていることから、関係部署との連携をより密にし、適切なサービス提供に努めます。

社会福祉協議会とともに地域における福祉活動の内容や体制を提案し、地域での福祉活動の推進を図るとともに、福祉ネットワークづくりを支援し、町民と行政、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図りながら地域福祉を推進する役割を担います。

3. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・子育て等の総合的なサービスを展開していくほか、教育（小・中学校）、労働、住宅など生活と関連する幅広い分野にわたる関係各課との連携を図り、計画全体の推進及び横断的な施策の展開を図ります。

地域の実情に応じた地域包括ケアシステム体制を維持しながら、地域課題を把握しつつ、在宅高齢者を支援する様々なサービスを一体的に提供することができるよう、関係機関や事業者と連携・協力して本計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の関係福祉団体との連携を強化し、地域福祉推進に向けた体制を整備していきます。

さらには、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的とするSDGsの考



■本町も持続可能な開発目標 (SDGs) の理解を深め、実現に向けて貢献していきます。

えをふまえ、地域福祉の維持・発展と安心な暮らしを実現するための地域づくりを進めていきます。

(2) 計画の進行管理

計画の進捗状況について定期的に点検するとともに、社会福祉協議会や関係団体など連携を図り、情報交換を行うなどして町民や福祉団体等の意見を取り入れながら、事業実施等の適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢の変化などを見極め、計画推進に係る問題点が生じた際には見直し等に向けた検討を行います。

(3) 計画の目標値

計画の具体的な目標値及びサービス量等については、老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、いきいき健康行動計画 21 おおえ、大江すくすく未来プランなどの個別計画に掲げる数値とし、その進捗状況等も情報共有しながら、目標の達成に努めます。

大江町地域福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定のため、大江町地域福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 大江町地域福祉計画に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 地域代表者
- (3) 各種団体代表者

2 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

大江町地域福祉計画策定協議会委員名簿

1	社会福祉法人大江町社会福祉協議会 副会長	山 家 重 之
2	総合福祉施設らふらんす大江 施設長	太 田 善 春
3	大江町民生児童委員協議会 会長	佐 藤 茂 美
4	大江町民生児童委員協議会 主任児童委員	逸 見 智 佐 子
5	大江町身体障害者福祉協会 副会長	川 崎 敏 彦
6	大江町区長会 副会長	菊 地 秀 一
7	大江町老人クラブ連合会 会長	駒 林 義 雄
8	大江町子ども会育成会連合会 会長	美 濃 谷 功

【任期：令和8年2月13日～令和8年3月31日】

【事務局】

1	健康福祉課長	岡 田 照 彦
2	健康福祉課 課長補佐（福祉担当）	細 谷 昌 克
3	健康福祉課 福祉係長	結 城 翔 太

各種計画の基本的事項

	計画名称	根拠法	主な支援の対象	計画の内容等
1	大江すくすく未来プラン (第3期大江町子ども・子育て支援事業計画)	子ども・子育て支援法 こども大綱 次世代育成支援対策推進法 ほか	子ども	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとその家族等を支援するための計画 基本理念「子どもはまちの宝物」～地域のつながりと支え合いのもと、子どもたちが健やかに育ち、幸せを実感できるまち～ 基本目標(1)地域における多様な子育て支援の推進、(2)子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実、(3)子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備、(4)困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実、(5)次代の親づくりの推進
2	大江町障害者計画(第4期) 大江町障害福祉計画(第7期) 大江町障害児福祉計画(第3期)	障害者基本法 障害者総合支援法	障害者	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方を支援するための計画 障害者計画、障害者福祉・障害児福祉計画の基本理念 「障害のある人もない人も、一人ひとりがそれぞれの価値観を認め合い、共に支え合う中で、幸せを感じながら暮らせる地域づくり」
3	大江町老人福祉計画(第10期) 大江町介護保険事業計画 (第9期)	老人福祉法 介護保険法	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を支援するための計画 基本理念「ともに支え合いながら、一人ひとりがその人らしく、幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができるまちの実現」 基本目標(1)生涯にわたる健康づくりの推進、(2)認知症高齢者対策の総合的な推進、(3)ともに支え合う地域づくりの推進、(4)介護保険サービスの推進、(5)福祉を支える基盤の整備
4	大江町災害時要援護者避難支援プラン	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	要援護者	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者が地域内で安全で安心な暮らしができるようにするためのプラン 支援の方法 要援護者を支援する避難支援者は、①災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等、及び②日常生活における声掛け、安否確認、相談等を行う。

	計画名称	根拠法	主な支援の対象	計画の内容等
5	いきいき健康行動計画 21 大江 (第3次)	健康増進法	全世代の町民	<ul style="list-style-type: none"> ・全町民の健康増進を図るための計画 ・基本理念「一人ひとりが心豊かに暮らせる健康長寿社会の実現」 ・基本目標「誰もが生きがいを持ち、安心して過ごせる日々の創造による健康長寿の延伸」
6	大江町いのち支える自殺対策計画 (第2期)	自殺対策基本法	全町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画 ・基本理念「誰もが自殺に追い込まれることのない大江町の実現」 ・最終目標「誰もが健やかでいきいきと暮らせる大江町の実現」